

令和 7 年度
(令和 6 年度実績)

清掃事業概要

東久留米市環境安全部ごみ対策課

市 民 憲 章

さわやかな空気と、水と緑に恵まれた東久留米。そこには古くから、武蔵野の自然と人間の営みがありました。

わたくしたちは、この先人の歩みを大切にし、未来へつながるふるさととしてここに新しい文化を育て、よりよいまちをつくるため、市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

自然を生かし、清潔で調和のとれたまちをつくります。

お互いを重んじ、心をくばり、誰もが明るく暮らせるまちをつくります。

こどもたちがいきいきと育ち、おとしよりも生きがいのあるまちをつくります。

自由を愛し、勇気を持って秩序あるまちをつくります。

知恵をだしあい、進んでまちづくりに参加し、住みよい東久留米をつくります。

(昭和 55 年 10 月 1 日制定)

目 次

I 総説	1
1 東久留米市の概要	1
2 人口・世帯	1
3 清掃事業のあゆみ	2
4 家庭ごみ有料化制度の点検結果	15
II 事業推進体制	16
1 組織	16
(1) 体制	16
(2) 事務分掌	16
(3) 職員配置数	16
2 清掃費の収支状況	17
(1) 手数料収入の年度別推移	17
(2) 令和6年度清掃費歳入総額（前年度比較）	19
(3) 清掃費歳出の年度別推移	19
(4) 令和6年度清掃費歳出総額（前年度比較）	19
(5) 令和6年度家庭廃棄物・資源集団回収事業の内訳（前年度比較）	20
(6) 令和6年度家庭廃棄物収集手数料の内訳	20
(7) 市民負担額	22
(8) 負担金	22
3 車両	23
III ごみ処理事業	24
1 ごみ処理の工程概要	24
2 ごみ・資源物の分別区分	25
3 収集運搬体制	26
4 家庭ごみ有料化制度の評価	27
(1) ごみ・資源物の収集量	27
(2) 1人1日当たりのごみ排出量	28
(3) 再生利用促進の効果	29
(4) 市民の意識改革	30
(5) 不適正処理や不法投棄の防止	32
5 業者一覧	33
(1) 委託業者一覧	33
(2) 一般廃棄物処理許可業者一覧	33
6 粗大ごみ処理	36
(1) 粗大ごみ申込件数及び処理点数	36

(2) 令和4年度月別粗大ごみ申込件数及び処理点数	36
7 犬猫等動物死体処理	37
IV ごみ減量化対策事業	38
1 概説	38
2 資源回収量の推移	40
3 資源集団回収事業	41
(1) 資源集団回収事業品目別回収量	41
(2) 資源集団回収事業参加団体実績	41
4 生ごみ減量化処理機器購入費助成事業	42
(1) 生ごみ減量化処理機器購入費助成事業助成金額	42
(2) 生ごみ減量化処理機器購入費助成事業交付実績	42
V し尿処理事業	43
1 し尿処理の沿革	43
2 し尿処理量の推移	44
3 業者一覧	45
(1) し尿収集運搬委託業者一覧	45
(2) 凈化槽清掃業許可業者一覧	45

I. 総説

1. 東久留米市の概要

東久留米市は、都心から北西へ約 24km、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北東は埼玉県新座市、西は東村山市、南は西東京市と小平市、北は野火止用水を隔てて清瀬市に接しています。

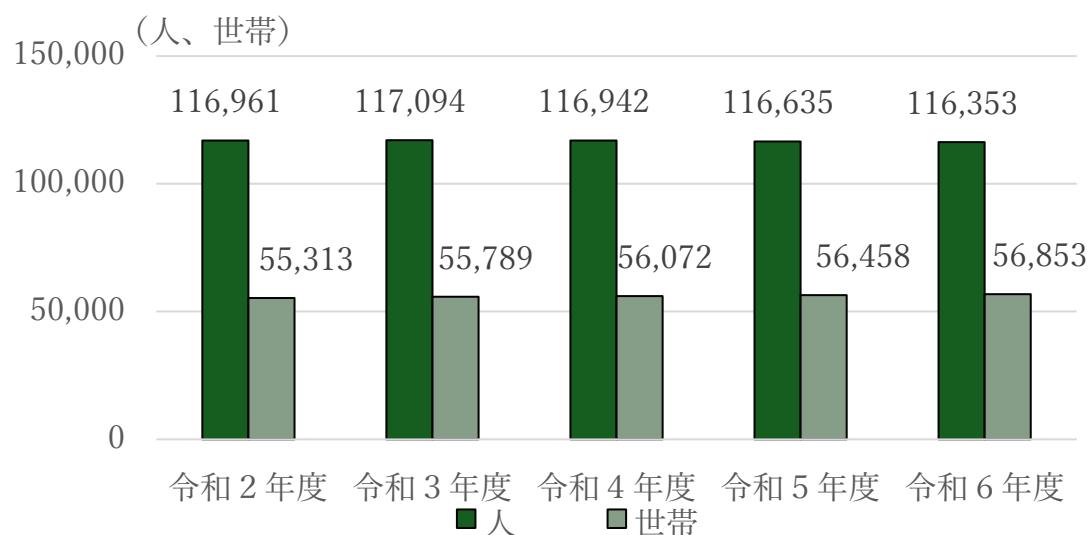
標高 70mから 40mの範囲を西から東へなだらかに傾斜し、市の中央を黒目川・落合川が東流し、その他の小流も北東に流れています。地下水も豊富で、川沿いの至る所に湧水が見られます。



2. 人口・世帯

- 人口 116,353 人（令和 6 年 10 月 1 日現在）
- 世帯 56,853 世帯（令和 6 年 10 月 1 日現在）

人口・世帯数の推移



3. 清掃事業のあゆみ

年度	月	清掃事業全般	一部事務組合関係
明治 22.	4	12 村が合併して「久留米村」となる	
	33.	「汚物掃除法」施行	
昭和 29.	4	「汚物掃除法」が廃止され、「清掃法」が制定	
	31.	町制が施行され「久留米町」となる	
	34.	住宅建設に伴う、人口増加により自家処理が限界に達し、町営によるごみ収集を開始 収集したごみは中間処理施設がないため、現在の滝山団地造成前の平地林に直接埋立処分 厨芥と雑芥の分別収集で、大八車やリヤカーを使用 申込み制で処理手数料が一世帯月額30 円	
	35.	ごみの焼却処理開始	ごみ処理事業を目的に田無町、保谷町、久留米町の三町により「北部三ヶ町衛生組合」が発足
	36.	「久留米町清掃条例」施行 し尿処理は有料で、町が発行するし尿汲取券を利用	中間処理施設となるごみ焼却炉（37.5 t / 日）が完成（北部三ヶ町衛生組合） し尿処理施設（200 kℓ / 日）が完成（北部三ヶ町衛生組合）
	40.		
	42.		
	43.	危険物（燃やせないごみ）分別収集を開始 収集回数は週 1 回（直営 1 台、委託 1 台、合計 2 台） し尿の汲取り料金を人頭割り制に改める（1 カ月 1 人当たり 40 円）	
	44.	厨芥と雑芥の収集回数を週 3 回に増加	
	8		ごみ焼却施設（150t / 日） 2 基が完成（柳泉園組合）
	11	厨芥と雑芥の混合収集を開始	

年度	月	清掃事業全般	一部事務組合関係
昭和 45.	4	一般家庭のごみ処理、し尿くみ取りを無料化	し尿処理施設 (100 kℓ/日) 第2工場が完成 (柳泉園組合) 柳泉園組合に清瀬町が加入する
	10	急激な人口増加により、停留所方式による袋収集が困難となり、ダストボックス（燃やせるごみ用、通称「グリーンボックス」）による機械化収集（クレーン付ダンプ車を使用）を開始	
46.	12	市制が施行され「東久留米市」となる 「清掃法」が廃止、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定	
	4	「東久留米市あき地の管理の適正化に関する条例」（通称「草刈り条例」）施行	
	12		し尿処理施設 (100 kℓ/日) 第3工場が完成 (柳泉園組合)
47.	4	「東久留米市清掃条例」を廃止し、「東久留米市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を制定	
	4	組織改正により衛生課清掃係から「民生部清掃事務所」となる	
	7	危険物もダストボックス（燃やせないごみ用、通称「オレンジボックス」）による機械化収集（クレーン付ダンプ車使用）に切り替え	
48.	3	民生部清掃事務所が鉄筋コンクリート造2階建 (223.28 m ²) となる	
49.		燃やせないごみの収集委託業者が2社 (2台) となる	
50.	3		粗大ごみ処理施設 (50t/h) が完成 (柳泉園組合)
51.	4	組織改正により「市民部環境課」となる	
	11	モデル地区による資源ごみ（びん・缶）分別回収を開始	

年度	月	清掃事業全般	一部事務組合関係
昭和 51.	11	燃やせないごみの収集委託業者が 3 社（3 台）となる	
	3		ごみ焼却施設（150t/日）が完成（柳泉園組合）
52.	4	燃やせないごみの収集回数を週 1 回から週 2 回に増加 燃やせないごみの収集委託業者を 4 社（4 台）とし、全域を業者委託	
55.		モデル地区での資源ごみ分別回収の打ち切り	
	1	資源ごみの集団回収に「資源回収報奨金制度」を新設（1kg 当たり 2 円を交付）	
	11		一般廃棄物の最終処分を広域的に行うため「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」（以下、「処分組合」という）を 25 市 2 町で設立
56.	11	東久留米駅東側一部地域の収集方法をダストボックスから袋収集に変更	
58.	10	組織改正により環境課が「清掃課」となる	
59.	4	有害ごみ（乾電池・蛍光管・体温計等）の分別収集を開始し、4 分別となる（燃やせる・燃やせない・粗大・有害ごみ）となる この回収のために専用容器（通称「イエローボックス」）を設置 資源集団回収報奨金を 1kg 当たり 4 円に増額	日の出町谷戸沢最終処分場へ搬入開始（処分組合）
60.		課内に「清掃業務検討委員会」を設置 資源集団回収報奨金を 1kg 当たり 6 円に増額	
61.	10	燃やせるごみの収集に、クレーン付リレーパック（3.5 t）車 2 台を導入	ごみ焼却施設（150t/日） 2 基が完成（柳泉園組合）

年度 月	清掃事業全般	一部事務組合関係
昭和 62. 7	生ごみみたい肥化容器（コンポスター）の購入助成金（3,000円/台）を開始 資源集団回収報奨金を1kg当たり8円に増額	
平成 元.	クレーン付リレーパック車が7台となる 物置棟の新築工事が完了 資源集団回収報奨金を1kg当たり10円に増額 燃やせないごみ增量のため、収集委託車両を5台に増車	第二処分場の候補地選定のための適地調査を開始（処分組合）
2.	クレーン付パッカー車2台を新規導入 洗車場完成	
3.	クレーン付パッカー車3台を導入 資源回収車（リフト付平ボディ車） 1台を導入し、びん・缶の分別回収実験を開始 フォークリフト1台を導入 職員休憩所完成 燃やせないごみの収集委託業者が2社（5台）となる	
4.	八幡町一丁目に資源選別場完成 資源選別場で粗大ごみの選別資源化事業を開始 クレーン付パッカー車7台を導入 燃やせるごみの収集車の上乗り作業を撤廃し、安全作業を確立 課内に「減量・資源化作業部会」を設置 びん・缶の分別回収が本格化 「東久留米市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を廃止 「東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を制定	搬入割当量が提示される（処分組合）
2	完全週休2日制を実施	

年度	月	清掃事業全般	一部事務組合関係
平成 5.	4	完全週休 2 日制に伴い燃やせないごみの収集委託車両を 2 社・7 台に増車 びん（リフト車、2 週に 1 回の回収）、缶（クレーン付ダンプ車、1 月に 2 回の回収）、古紙布類（燃やせるごみの収集車に分別積載し同時に分別回収）、紙パック（スーパー等に回収容器を設置し福祉団体が週 2~3 回の回収）を資源物として分別回収し、8 分別となる	埋立てごみ搬入割当量の見直しが提示され、割当量削減に伴い、より厳しい減量が求められる（処分組合）
	10	リサイクルパトロール車 1 台を導入 粗大ごみ収集を全域戸別申込制に切り替え TAMA らいふ 21 協会より、資源回収車（クレーン付ダンプ車）1 台の寄贈 事業系ごみを行政収集から自己処理に移行	リサイクルセンター稼働 びん・缶の資源化事業は、順次、市選別場から柳泉園組合リサイクルセンターへ引き継ぎ
6.	4	缶回収業務を業者委託（1 社 2 台）し、月 2 回の回収から月 3 回（10 日に 1 回）回収へ増加	
	5	ペットボトル及び白色発泡トレイの分別回収実験を開始 10 分別回収を開始	
7.	7	古紙布類の回収を専用車（クレーン付ダンプ車）による休日明け回収に変更し、資源選別場で古紙布類の選別（新聞・雑誌・段ボール・古布類）を開始	
	5	燃やせないごみの収集の上乗り作業撤廃のため、クレーン付パッカー車 1 台を導入	埋立配分量の大幅削減が提示され、一層厳しい減量が求められる（処分組合）
7.	4	びん回収を 2 週 1 回から週 1 回の曜日固定とする	

年度	月	清掃事業全般	一部事務組合関係
平成	7. 4	缶回収を 10 日に 1 回から週 1 回の曜日固定とする 白色発泡トレイ回収を週 3 回（月・水・金曜日）、ペットボトル回収を週 2 回（火・木曜日）に固定し、専用回収車による回収とする	
	6	資源化処理を市選別場から柳泉園リサイクルセンターへ引き継ぎ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（通称「容器包装リサイクル法」）が公布	
	8.	全域で燃やせないごみの袋収集化（オレンジボックス廃止） 減量・再資源化をさらに進めるため、廃棄物減量等審議会を設置し、会議を 10 回開催【諮問事項】「ごみの減量のための基本的考え方について」	搬入割当量が提出され、より厳しい減量が求められる（処分組合）
	11	燃やせるごみの収集を週 2 回に削減 新聞・段ボール・雑誌などの紙類は毎週水曜日に市内全域で回収 燃やせないごみの収集回数を週 1 回に削減 ペットボトル・白色発泡トレイの定期分別回収開始 黒色ごみ袋の使用禁止 オレンジボックス廃止に伴う説明会を開催（4 月～10 月 29 会場）	
9.	7		新焼却炉の建設着工（柳泉園組合）
	10	市内中央地域の燃やせるごみの収集運搬業務を業者委託（1 社 7 台） 市内西部地域の一部で金曜日の紙回収業務を業者委託（1 社 3 台） ごみ排出の分別・減量および再資源化を一層推進させるため、11 会場で「対話集会」を開催し、延べ 400 人が参加	

年度	月	清掃事業全般	一部事務組合関係
平成 9.			昭和 59 年 4 月から廃棄物の搬入を受け入れていた谷戸沢最終処分場が閉場（処分組合） 日の出町二ツ塚最終処分場が一部開場（処分組合）
	1		
10.	7	燃やせるごみの収集運搬業務の委託車を 7 台から 10 台に増車	
	10	最終処分場の延命のため、更なるごみ排出の減量と再資源化へ取組開始	二ツ塚最終処分場が全面的に開場、向こう 16 年間が寿命とされ、ごみを搬入している 26 市 1 町の自治体はより一層の搬入制限が課せられる（処分組合）
	2	紙類回収は、前沢・滝山・南町・弥生及び下里 2・3 丁目が金曜日回収（委託）、学園町・南沢・ひばりが丘団地及び浅間町は木曜日、その他の地区は水曜日とする ペットボトル回収業務の一部を委託とする	
11.	2	粗大ごみの有料収集を開始 家庭から出される剪定枝や葉の量を把握するため、「みどりごみ実験回収班」を設置 柳泉園で軟質プラスチックが焼却されていることが判明し、市内 7 会場で説明会を開催 ポリエチレン製のレジ袋が燃やせるごみに使用できるようになる 選別場の移転 廃棄物減量等推進審議会を 4 回開催 【諮問事項】「事業系一般廃棄物の処理のあり方について」	
12.	7	一般家庭のし尿くみ取りを有料化し、手数料を一般くみ取り世帯は 1 便槽につき 2,000 円、それ以外のくみ取り便槽は 360 につき 700 円とする	

年度	月	清掃事業全般	一部事務組合関係
平成 12.	7	一般家庭のし尿くみ取り手数料の有料化に伴い、し尿のくみ取りと浄化槽等清掃経費の均衡及び公共下水道接続への促進を図るため、「浄化槽清掃経費の住民負担軽減措置に関する要綱」及び「雑排水等の清掃並びに処理に関する要綱」を廃止	
	10	一般廃棄物の処理手数料を改正し、1kg 当たりにつき 40 円とする 廃棄物減量等促進審議会を 3 回開催 【諮問事項】「東久留米市第三次長期総合計画について、平成 13 年一般廃棄物処理基本計画及び資源物の再利用計画（案）について」	
	11		新焼却炉クリーンポート（315t/日）が完成（柳泉園組合）
13.	9	軟質系プラスチック類の焼却再開に 関して、市内 7 会場で説明会を開催	
	10	燃やせるごみの収集運搬委託事業者 を 1 社から 3 社に変更	
	11	軟質プラスチック類の焼却を再開	
	1		40 周年記念式及びクリーン ポート竣工式を行う（柳泉園組合）
		廃棄物減量等推進審議会を 5 回開催 【諮問事項】「一般廃棄物処理基本 計画の見直しについて」	
14.		一般廃棄物処理基本計画を改定	
15.	4	組織改正により、資源清掃課が「ご み対策課」となる 剪定枝の実験回収を開始	
16.		乾電池の袋収集を開始	旧第二工場解体（柳泉園組合）
17.		廃棄物減量等推進審議会を 9 回開催 【諮問事項】家庭ごみの有料化及び 一般廃棄物の減量方策と再利用の推 進について	

年度	月	清掃事業全般	一部事務組合関係
平成 17.		剪定枝の分別回収、委託によるチップ化処理を開始	
18.	4.	廃棄物減量等推進審議会を 4 回開催 【諮問事項】「東久留米市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴う提言について（一般廃棄物の減量及び再利用の促進等について）」	「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」を「東京たま広域資源循環組合」（以下、「循環組合」という）に改称
	7		エコセメント事業を開始（循環組合）
	10	容器包装プラスチックの分別収集を開始	
19.		家庭ごみの有料化導入基礎調査を実施（2,000 世帯対象、回答世帯 823 世帯、回答回収率 41.2%）	小金井市燃やせるごみ広域支援受け入れを実施（柳泉園組合）
	4	市役所本庁舎内（環境緑政課）に生ごみ減量化処理機器購入費助成金制度の受付窓口を開設	
20.		一般家庭で使用済みの食用油をリサイクルし、バイオディーゼル燃料化するモデル事業を実施	
21.		ごみ量減少に伴う収集体制の見直しについて内部検討を開始	
23.	4	東北地方太平洋沖地震に伴う災害廃棄物処理支援のため、宮城県仙台市に 3 週間、計 9 人を派遣	放射性物質汚染対処特措法の施行に基づく、放射性物質定期観測の実施（柳泉園組合）
	10	燃やせるごみの減少に伴い 15 班体制から 14 班体制に圧縮 職員の職種変更に伴い燃やせるごみの収集業務を全面委託 廃棄物減量等推進審議会を 5 回開催 【諮問事項】「東久留米市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴う提言について（一般廃棄物の減量及び再利用の促進等について）」	
24.	4	燃やせるごみの減少に伴い収集体制を見直し、14 班から 13 班体制に圧縮	

年度	月	清掃事業全般	一部事務組合関係
平成 24.	4	職員の職種変更に伴い、紙類の直営回収地域を委託し、全域委託回収開始	
	6	イベントでの小型家電実験回収を実施	
	9		東北地方太平洋沖地震に伴う災害廃棄物広域支援により宮城県女川町の災害廃棄物を9月～翌年3月末迄受入を実施（柳泉園組合）
	10	家庭ごみ有料化に向けた実施計画（素案）を作成し、パブリックコメント・市民意見交換会を市内4カ所で実施 意見交換会の結果、有料化の実施については一時凍結し、翌年度については有料化によらない減量施策を講じることとする	
	11	ごみ対策課内に「東久留米市ごみの減量化にかかる検討プロジェクトチーム」を設置し、7項目の減量周知活動を開催	
	1	市内4カ所の拠点で小型家電（使用済み小型電子機器）の分別回収を開始 自治会などの団体を中心に、ごみの減量手法の説明を含む啓発活動の一環として「ごみ減量説明会」を開始	
	2	鉄・非鉄金属の実験回収を開始 回収拠点を3カ所に設置	
25.	4	燃やせないごみの収集運搬業務を全面委託 小型家電回収ボックスを市内4カ所から11カ所に増設 鉄・非鉄金属の回収拠点を3カ所から7カ所に増設	
	6	ダンボールコンポストの無料配布を試験的に開始	
	7	親子を対象とした講習会の開催	

年度	月	清掃事業全般	一部事務組合関係
平成 25.	9	第三者による資源物（古紙）の持ち去り行為を防止するため、G P S（全地球測位システム）による位置検索サービスを活用した追跡調査を、清瀬市及び西東京市と連携して実施	
26.		排出日を守ろうキャンペーンを重点的に実施	
	7	ごみ対策課庁舎及び市役所本庁舎にてノートパソコンと携帯電話の実験回収を開始	
	1	第六小学校と小山小学校の清掃施設に小型家電回収ボックスを設置	
27.	7	青少年センターに小型家電回収ボックスを設置	
	10	家庭ごみ有料化導入基礎調査実施	
	12	老朽化によりごみ対策課庁舎から新庁舎へ移転	
	1	新庁舎で業務開始	
	2	家庭ごみ有料化実施計画策定	
28.	4	3月まで家庭ごみ有料化に向けた市民説明会及び意見交換会開催（135箇所、延べ4,817名参加）	
	6	東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例が可決され、29年7月からの家庭ごみ有料化が議決 廃棄物減量等推進審議会を5回開催 【諮問事項】「東久留米市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて (一般廃棄物の減量及び再利用の促進について)」	
	9	戸別収集容器配布	
	10	燃やせるごみ及び布類戸別収集開始	
	3	旧ごみ対策課庁舎解体	

年度	月	清掃事業全般	一部事務組合関係
平成 28.	3	家庭ごみ有料化実施計画を改定、東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例が可決され、家庭ごみ有料化が 29 年 10 月実施に延期	
29.	4	家庭ごみ有料化に伴う市民説明会を全小中学校等で開催（57 会場、延べ 2,484 名参加）	
	5	廃棄物減量等推進審議会を開催、有料化が延期されることに伴い、一般廃棄物処理基本計画の修正を承認	
	7		クリーンポート長期包括運営管理事業開始（15 年間：令和 14 年 6 月まで）（柳泉園組合）
	10	小型廃家電を除く全品目の戸別収集を開始	
	10	燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの指定収集袋（均一従量制）による家庭ごみ有料化事業を開始（燃やせる・燃やせない：2 円／リッル、容プラ：1 円／リッル）	
	2	柳泉園組合構成 3 市水銀含有製品回収事業（キャンペーン）を実施	
	3	使用済み注射針回収事業負担金交付を開始 ごみ対策課新庁舎完成	
30.	10	ごみ対策課庁舎敷地の整備工事により、旧休憩所・作業場を解体 また、余剰地を利用（短期貸付）するための区画整備工事も実施	
	12	公道や公園等の清掃に使用できるボランティア袋の運用を開始	
	1	全品目戸別収集の実施に伴い使用しなくなった清掃施設跡地の一部について処分（売却）を開始	
	3	第二小学校の清掃施設に小型家電回収ボックスを設置	

年度	月	清掃事業全般	一部事務組合関係
令和元.	4	ごみ対策課庁舎敷地余剰地の利活用のため、時間貸駐車場として敷地一部の土地賃貸借契約を締結 指定収集袋の広告掲載を開始	
2.	3	高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業を試行実施開始	
3.		廃棄物減量等推進審議会を4回開催 【諮問事項】「東久留米市一般廃棄物処理基本計画の策定について」、「東久留米市災害廃棄物処理計画の策定について」	
11		戸建住宅において、びん・缶・ペットボトルのかご等の容器に入れての排出を開始	
1		粗大ごみ申込のインターネット受付開始	
3		「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」及び「東久留米市災害廃棄物処理計画」策定	
4.	4	東久留米市清掃事業協同組合と「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結	
7		リネットジャパンリサイクル株式会社との協定締結に基づく宅配便を活用した小型家電回収の案内を開始 リチウムイオン電池等使用製品特定4品目を有害ごみとして収集開始	
8		フードパントリーたまごと協定を締結し、ごみ対策課庁舎にてフードドライブの常設受付開始	
1		「三多摩は一つなり交流事業」（東京たま広域資源循環組合補助事業）で日の出町民を招待して、二ツ塚処分場、柳泉園組合、多摩六都科学館の見学を実施	
5.	4	株式会社エコランドと協定を締結し、ごみ対策課庁舎にてリユース品（まだ使える「おもちゃ類」と「食器類」）の回収開始	

年度 月	清掃事業全般	一部事務組合関係
令和 5. 4 10		<p>柳泉園組合とその構成市である東久留米市、清瀬市、西東京市の4者で、「柳泉園クリーンポートにおけるごみ発電の電力地産地消事業の試行実施に関する協定」を締結</p> <p>柳泉園組合および日鉄エンジニアリング株式会社との協定に基づき、柳泉園クリーンポートで発電する電力を市役所本庁舎など計24カ所の公共施設へ供給開始</p>

4. 家庭ごみ有料化制度の点検結果

東久留米市では、平成28年2月に「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画」を策定し、平成29年3月に同計画の改訂を行った。その後、平成29年7月からは小型廃家電類を除く全品目の戸別収集を開始し、同年10月には市指定収集袋方式による「家庭ごみ有料化制度」を導入した。

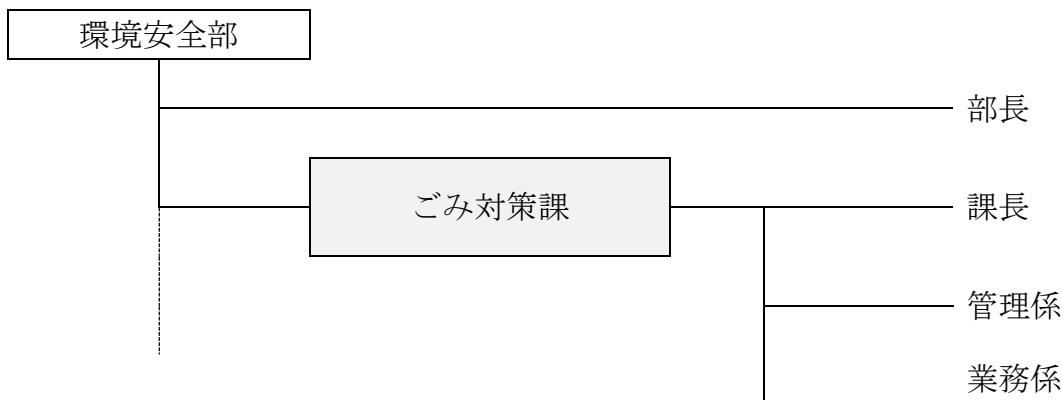
本制度は、「ごみの減量の推進」「費用負担の公平性の確保」「市民一人ひとりのごみに対する意識の向上」を目的として、それまで実施してきたごみ減量化及び資源化施策の検証結果を踏まえ、市全体での取組を更に強化するための効果的な手段として導入したものである。

令和6年度においても、本制度に基づく家庭系ごみの排出抑制及び資源化の取組が継続されており、本書では、当該制度の実施状況及びその成果について、令和6年度実績に基づき整理し、後述のⅢ章において報告するものである。

II. 事業推進体制

1. 組織

(1) 体制



(2) 事務分掌

管理係	1. 清掃事業の計画に関すること 2. ごみの減量化、地球資源化及びリサイクルの推進に関すること 3. し尿処理に関すること 4. し尿手数料に関すること 5. 柳泉園組合との連絡調整に関すること 6. 東京たま広域資源循環組合との連絡調整に関すること 7. 専用公印の管守に関すること 8. 課の庶務に関すること
業務係	1. ごみ等の収集及び運搬に関すること 2. ごみ集積所の設置調整に関すること 3. 清掃思想の普及向上に関すること 4. 清掃手数料に関すること

(3) 職員配置数

令和7年3月31日現在

職種 課・係別	一般事務職					技能労務職		合計
	部長	課長	係長	係員	小計	係員	小計	
環境安全部	1							1
ごみ対策課		1						1
管理係			1	3	4			4
業務係			1	4	5	9	9	14

2. 清掃費の収支状況

(1) 手数料収入の年度別推移

令和6年度の家庭廃棄物収集手数料による歳入（2億5,582万円）は、令和6年度清掃費歳入総額（18億6,436万3,847円）の13.7%にあたり、充当先は全て家庭廃棄物・資源物収集事業（8億5,564万6,552円）である。

（単位：円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿収集手数料	226,000	172,000	160,000	90,000	124,000
し尿収集手数料 (連絡所分)	62,000	42,000	34,000	36,000	26,000
一般廃棄物処理業 許可手数料	400,000	130,000	400,000	110,000	410,000
粗大ごみ収集手数 料	27,680,400	27,929,800	26,614,000	23,707,900	24,712,000
家庭廃棄物収集手 数料	258,233,100	263,271,400	254,044,200	235,760,000	230,557,600
合計	286,601,500	291,545,200	281,252,200	259,703,900	255,829,600

(2) 令和6年度清掃費歳入総額（前年度比較）

(単位：円)

財源	款	節	内容	令和5年度	令和6年度	前年度比
特定財源				263,926,306	259,956,551	-3,969,755
	使用料及び手数料			259,705,100	255,829,600	-3,875,500
		清掃手数料		259,703,900	255,829,600	-3,874,300
		し尿収集手数料		90,000	124,000	34,000
		一般廃棄物処理業許可手数料		110,000	410,000	300,000
		粗大ごみ収集手数料		23,707,900	24,712,000	1,004,100
		し尿収集手数料（連絡所分）		36,000	26,000	-10,000
		家庭廃棄物収集手数料		235,760,000	230,557,600	-5,202,400
	都支出金			21,490	37,378	15,888
		清掃総務費委託金		21,490	37,378	15,888
		都道上の動物死体処理費		21,490	37,378	15,888
	諸収入			4,221,206	4,089,573	-131,633
		雑入		4,221,206	4,089,573	-131,633
		資源物売却代金		2,842,871	2,608,406	-234,465
		行政財産使用許可に伴う光熱水費		71,335	79,167	7,832
		指定収集袋（外装）広告料		1,307,000	1,252,000	-55,000
		クリーンエネルギー自動車導入促進補助金		0	150,000	150,000
一般財源（市税や交付金など）				1,547,476,521	1,604,407,296	56,930,775
	合計			1,811,402,827	1,864,363,847	52,961,020

(3) 清掃費歳出の年度別推移

(単位：円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一般会計	57,026,640,381	46,875,244,470	50,218,311,724	48,688,394,041	51,035,905,326
清掃費	清掃総務費	815,114,794	786,039,003	794,572,381	768,876,113
	塵芥処理費	996,945,171	991,639,380	979,010,919	1,039,392,814
	し尿処理費	3,096,060	3,086,820	3,086,600	3,133,900
	計	1,815,156,025	1,780,765,203	1,776,669,900	1,811,402,827
一般会計に占める割合(%)	3.2%	3.8%	3.5%	3.7%	3.7%

(4) 令和 6 年度清掃費歳出総額（前年度比較）

(単位：円)

項目	中事業	令和 5 年度	令和 6 年度	前年度比
3. 清掃費		1,811,402,827	1,864,363,847	52,961,020
1. 清掃総務費	職員人件費	768,876,113	795,854,828	26,978,715
	一般管理事務費	153,466,763	151,591,071	-1,875,692
	ごみ対策課庁舎維持管理事業	3,243,520	3,931,716	688,196
	柳泉園組合事業	4,285,830	4,842,372	556,542
	東京たま広域資源循環組合事業	312,292,000	337,470,000	25,178,000
	ごみ対策課車両管理事業	295,588,000	289,059,000	-6,529,000
		0	8,960,669	8,960,669
	2. 塵芥処理費	1,039,392,814	1,065,438,479	26,045,665
	家庭廃棄物・資源物収集事業	819,684,190	855,646,552	35,962,362
	リサイクル推進事業費	97,753,645	101,265,516	3,511,871
3. し尿処理費	分別啓発事業	383,460	415,800	32,340
	生ごみ減量化処理機器購入費助成事業	750,800	389,900	-360,900
	資源集団回収事業	15,143,287	14,038,584	-1,104,703
	不法投棄物収集事業	7,150	34,080	26,930
	家庭ごみ有料化事業	105,670,282	93,648,047	-12,022,235
		3,133,900	3,070,540	-63,360
	し尿収集事業	3,133,900	3,070,540	-63,360
合計		1,811,402,827	1,864,363,847	52,961,020

(5) 令和6年度家庭廃棄物・資源物収集事業の内訳（前年度比較）

(単位：円)

節	内容	令和5年度	令和6年度	前年度比
報酬	会計年度任用職員報酬	6,018,560	6,455,297	+436,737
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	1,250,623	2,405,326	+1,154,703
需用費	消耗品費、燃料費など	7,072,693	2,844,788	-4,227,905
役務費	自動車損害保険料	228,570	0	-228,570
委託料	ごみ資源物収集運搬委託など	804,542,508	843,841,621	+39,299,113
備品購入費	庁用備品	52,256	9,980	-42,276
負担金、補助金及び交付金	在宅医療用注射針回収事業負担金	94,380	89,540	-4,840
公課費	自動車重量税	424,600	0	-424,600
合計		819,684,190	855,646,552	+35,962,362

(6) 令和6年度家庭廃棄物収集手数料の内訳

種類		指定収集袋大きさ				合計
		5L	10L	20L	40L	
燃やせる ごみ	1枚	10 円	20 円	40 円	80 円	-
	納品数	888,510 枚	1,233,780 枚	1,586,830 枚	627,730 枚	-
	小計	8,885,100 円	24,675,600 円	63,473,200 円	50,218,400 円	147,252,300 円
燃やせない ごみ	1枚	-	20 円	40 円	-	-
	納品数	-	356,210 枚	601,000 枚	-	-
	小計	-	7,124,200 円	24,040,000 円	-	31,164,200 円
容器包装 プラスチック	1枚	-	10 円	20 円	40 円	-
	納品数	-	521,590 枚	1,133,240 枚	606,510 枚	-
	小計	-	5,215,900 円	22,664,800 円	24,260,400 円	52,141,100 円
合計						230,557,600 円

(参考) 令和5年度家庭廃棄物収集手数料の内訳

種類		指定収集袋大きさ				合計
		5L	10L	20L	40L	
燃やせる ごみ	1枚	10 円	20 円	40 円	80 円	-
	納品数	938,500 枚	1,576,000 枚	1,551,000 枚	611,000 枚	-
	小計	9,385,000 円	31,520,000 円	62,040,000 円	48,880,000 円	151,825,000 円
燃やせない ごみ	1枚	-	20 円	40 円	-	-
	納品数	-	489,000 枚	660,500 枚	-	-
	小計	-	9,780,000 円	26,420,000 円	-	36,200,000 円
容器包装プラ スチック	1枚	-	10 円	20 円	40 円	-
	納品数	-	549,500 枚	930,500 枚	590,750 枚	-
	小計	-	5,495,000 円	18,610,000 円	23,630,000 円	47,735,000 円
合計						235,760,000 円

(7) 市民負担額

(単位：円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
清掃費	1,815,156,025	1,780,765,203	1,776,669,900	1,811,402,827	1,864,363,847
し尿処理費	3,096,060	3,086,820	3,086,600	3,133,900	3,070,540
清掃費 (し尿処理費を除く)	1,812,059,965	1,777,678,383	1,773,583,300	1,808,268,927	1,861,293,307
人口（人）	116,961	117,094	116,942	116,635	116,353
世帯数（世帯）	55,313	55,789	56,072	56,458	56,853
清掃費に対して 1人あたり	15,519	15,208	15,193	15,531	16,023
清掃費(し尿処理費を除く) に対して1人あたり	15,493	15,182	15,166	15,504	15,997
清掃費に対して 1世帯あたり	32,816	31,920	31,686	32,084	32,793
清掃費(し尿処理費を除く) に対して1世帯あたり	32,760	31,864	31,630	32,029	32,739

※人口、世帯数は各年度10月1日現在の値です。

(8) 負担金

- 組合構成市の柳泉園組合への負担金の推移

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東久留米市	328, 047	315, 742	321, 638	312, 292	337, 470
西東京市	661, 110	679, 663	706, 533	729, 670	743, 348
清瀬市	234, 285	227, 990	217, 391	193, 527	211, 184
合計	1, 223, 442	1, 223, 395	1, 245, 562	1, 235, 489	1, 292, 002

- 東京たま広域資源循環組合への負担金の推移

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東久留米市	313, 304	292, 945	298, 732	295, 588	289, 059

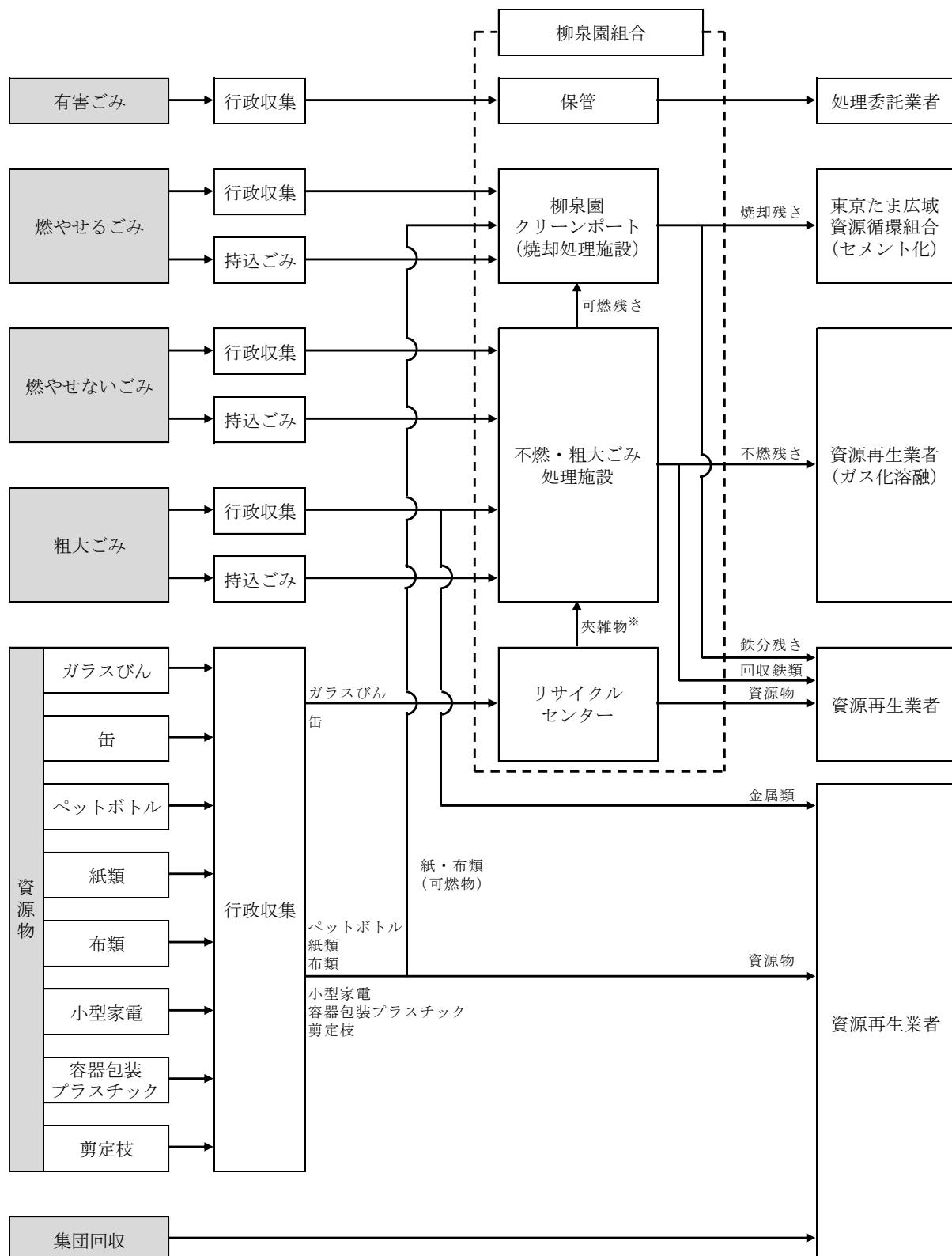
3. 車両

令和7年3月31日現在

区分	車種	台数	備考		
			メーカー	陸事登録番号	登録年月日
塵芥収集車	リフト付平ボディ車 (積載量 2t)	2	三菱	多摩 100 さ・211	H11. 6. 28
			三菱	多摩 100 す 7707	H23. 11. 16
	クレーン付深ダンプ車 (積載量 2t)	1	三菱	多摩 100 さ 9665	H16. 11. 2
	リフト付平ボディ車 (積載量 2t)	1	三菱	多摩 100 す 6007	H21. 11. 17
	プレスパッカー車 (積載量 2.3t)	2	三菱	多摩 800 せ 6080	H22. 10. 15
			三菱	多摩 800 せ 4532	H22. 10. 15
資源回収車	クレーン付深ダンプ車 (積載量 2t)	2	三菱	多摩 11 な 9171	H10. 7. 16
			三菱	多摩 100 さ 2782	H13. 2. 16
	パッカー車 (積載量 2t)	2	三菱	多摩 800 す 4459	H15. 9. 11
			三菱	多摩 800 す 5165	H15. 11. 21
	リフト付平ボディ車 (積載量 2t)	1	三菱	多摩 100 せ 1512	H28. 3. 16
	フォークリフト車 (乗車定員 1名)	1	コマツ	東久留米市・555	H23. 6. 28
その他	軽キャブオーバー (乗車定員 2名)	1	ダイハツ	多摩 41 い・311	H9. 4. 23
	軽自動車 (乗車定員 2名)	1	CENNTRO	多摩 480 な・7893	R6. 6. 3
	軽ワンボックス車 (乗車定員 4名)	3	スズキ	多摩 41 け 9555	H14. 9. 1
			スズキ	多摩 480 あ 6680	H17. 6. 1
			ダイハツ	多摩 480 く 1251	H21. 6. 29

III. ごみ処理事業

1. ごみ処理の工程概要



※ 夾雜物（きょうざつぶつ）は、施設で分別された資源化に適さない不適物を指します。

2. ごみ・資源物の分別区分

令和7年3月31日現在

分別区分	対象ごみ	
燃やせるごみ	生ごみ、資源にならない紙類、汚れや破損のひどい布類や衣類、花火やたばこの吸い殻、衛生上燃やさなければならぬものなど	
燃やせないごみ	せともの、ガラス製品、ゴム製品、ホース類、金属類、プラスチック類（容器包装を除く）、電球類（蛍光管は除く）、複合素材のもの、ディスク（CD、DVD、LD）、レコード、食べ残しなどで使用したラップ、容器包装プラスチックで汚れが落ちないもの、化粧品のびん、割れ物などの危険物など	
粗大ごみ	家庭から出る1辺の長さが30cm以上のもの	
有害ごみ	表1 蛍光管、電池類、水銀体温計、水銀血圧計、ライター、スプレー缶、ビデオテープ、カセットテープ、リチウムイオン電池等使用製品特定4品目（モバイルバッテリー・電子タバコ・電気シェーバー・電動歯ブラシ）など	
資源物	缶（飲食用）	清涼飲料水・酒類・缶詰・ミルク缶・お菓子やお茶の缶などの飲食用の缶
	ガラスびん（飲食用）	酒類・栄養ドリンク・ジャム・調味料などの飲食用のガラスびん
	紙類	新聞、段ボール、雑がみ・雑誌、紙パック類（内側が白いもの）
	布類	肌着、下着類・体型補正型下着類（洗濯したもの）、フェイスタオルやバスタオルなど
	容器包装 プラスチック	食料品や日用品を買ったときに使われているプラスチック製の袋・包み・入れ物のことで、中身を使った後に不要となるプラスチックなど
	ペットボトル	清涼飲料水・酒類・しょう油・しょう油加工品・めんつゆ・ノンオイルドレッシング・みりん・酢などのペットボトル
	剪定枝	ご自宅で剪定した枝木
	小型家電	デジタルカメラ・ビデオカメラ、据え置き型ゲーム機など

3. 収集運搬体制

令和7年3月31日現在

対象区分	収集頻度	収集方式
燃やせるごみ	週2回	戸別収集方式
燃やせないごみ	週1回	戸別収集方式
粗大ごみ	週1回	戸別収集方式
有害ごみ	週1回	戸別収集方式
資源物	リサイクル缶	週1回 戸別収集方式
	リサイクルびん	週2回 戸別収集方式
	古紙	週1回 戸別収集方式
	布類	週1回 戸別収集方式
	容器包装プラスチック	週1回 戸別収集方式
	ペットボトル	週1回 戸別収集方式
	牛乳などの紙パック	週1回 戸別収集方式
	剪定枝	週2回 戸別収集方式
	小型家電	一 抛点方式（常設の回収ボックス）

4. 家庭ごみ有料化制度の評価

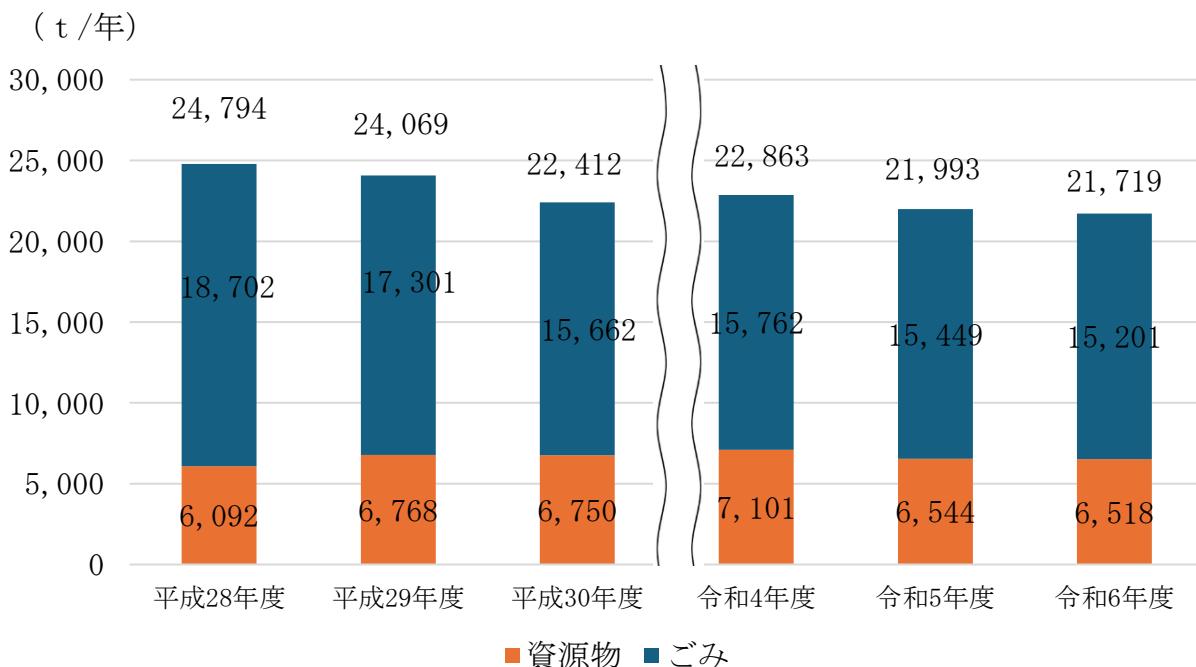
(1) ごみ・資源物の収集量

令和6年度における「ごみ・資源物の収集量」は、前年度（令和5年度）より減少している。また、有料化実施前年度（平成28年度）との比較においても、減少しており、有料化による減量効果を確認することができる。

(単位：t/年)

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
有料化時期	実施 前年度	10月より 実施	実施後 2年目		実施後 6年目	実施後 7年目	実施後 8年目	
ごみ・資源物	24,794	24,069	22,412		22,863	21,993	21,719	-12.4%
ごみの行政収集	18,702	17,301	15,662		15,762	15,449	15,201	-18.7%
燃やせるごみ	16,383	15,029	13,847		13,884	13,454	13,258	-19.1%
燃やせないごみ	2,206	2,138	1,683		1,743	1,870	1,827	-17.2%
粗大ごみ	77	93	95		100	90	83	+7.8%
有害ごみ	36	41	37		35	35	33	-8.3%
資源物の行政回収	6,092	6,768	6,750		7,101	6,544	6,518	+7.0%
うち容器包装プラスチック	1,494	1,739	1,640		1,793	1,536	1,566	+4.8%

資料：多摩地域ごみ実態調査（表1 ごみ量）



(2) 1人1日当たりのごみ排出量

令和6年度における「1人1日当たりのごみ排出量」は、前年度（令和5年度）より減少している。また、有料化実施の前年度（平成28年度）との比較においても減少しており、有料化による減量効果を確認することができる。

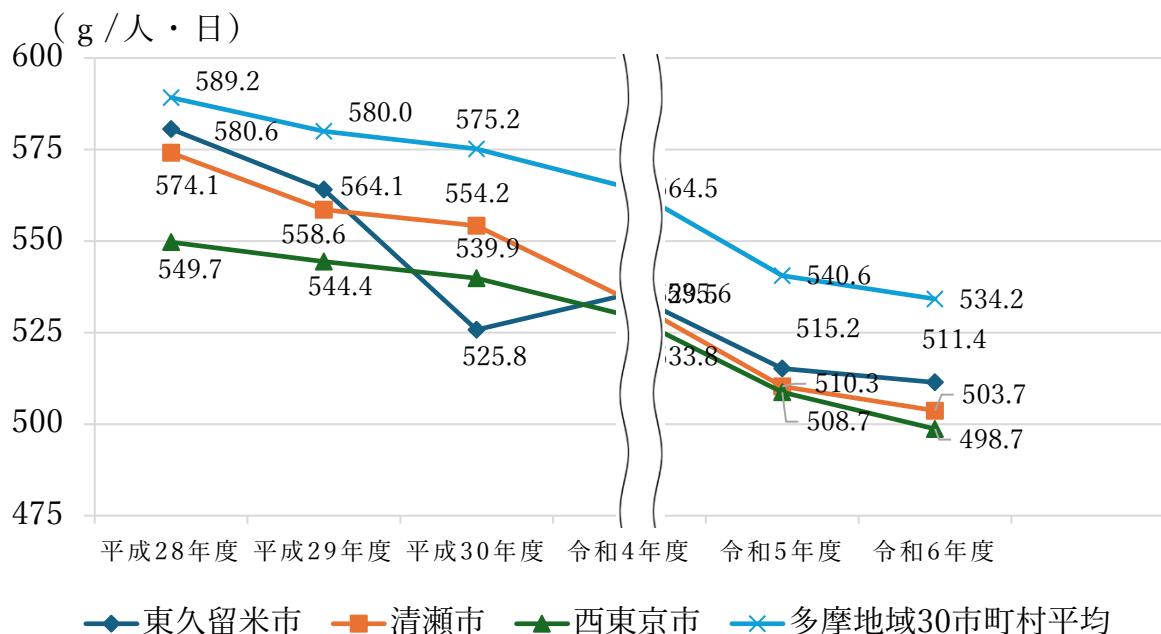
(単位：g/人・日)

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
	実施 前年度	10月より 実施	実施後 2年目		実施後 6年目	実施後 7年目	実施後 8年目	実施前年度 (平成28年 度) 比
東久留米市 (平成29年10月有料化)	580.6	564.1	525.8		535.6	515.2	511.4	-11.9%
参考	清瀬市 (平成13年6月有料化)	574.1	558.6	554.2	533.8	510.3	503.7	-
	西東京市 (平成20年1月有料化)	549.7	544.4	539.9	529.5	508.7	498.7	-
	多摩地区30市町村平均 (令和6年3月31日現在 29市町村で有料化)	589.2	580.0	575.2	564.5	540.6	534.2	-

資料：多摩地域ごみ実態調査（表2ごみ量）

※ ごみ排出量原単位は、次の計算式より算出している。行政収集量 ÷ (各年度 10月1日の人口 × 365日 (うるう年は366日))

※ 行政収集量には持込みごみ量及び集団回収量を含まない。



(3) 再生利用推進の効果

① 資源化率

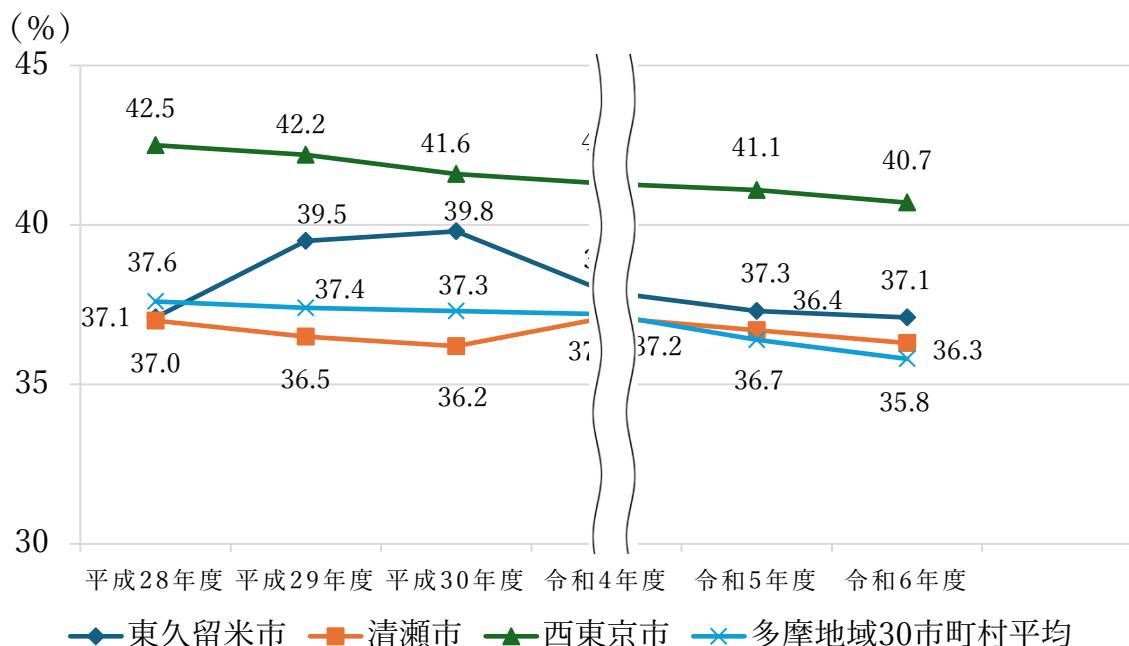
令和6年度における「資源化率」は、前年度（令和5年度）より減少しているが、有料化実施前年度（平成28年度）と同水準を維持しており、有料化による資源化率向上の効果が継続していることを確認することができる。

（単位：%）

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
	実施 前年度	10月より 実施	実施後 2年目		実施後 6年目	実施後 7年目	実施後 8年目	
東久留米市 (平成29年10月有料化)	37.1	39.5	39.8		37.9	37.3	37.1	0.0%
参考	清瀬市 (平成13年6月有料化)	37.0	36.5	39.8	37.1	36.7	36.3	-
	西東京市 (平成20年1月有料化)	42.5	42.2	41.6	41.3	41.1	40.7	-
	多摩地区30市町村平均 (令和4年3月31日現在 28市町村で有料化)	37.6	37.4	37.3	37.2	36.4	35.8	-

資料：多摩地域ごみ実態調査（表18 施策別の資源化量）

※ 資源化率は、次の計算式より算出している。（資源ごみからの資源化量+集団回収量+収集後資源化量）÷（総ごみ量+集団回収量）



(4) 市民の意識改革

① 分別精度

(ア) 組成分析（乾ベース）

令和6年度の「組成分析（乾ベース）」において、燃やせるごみ中の不燃物割合、及び燃やせないごみ中の可燃物割合は前年度（令和5年度）及び有料化実施の前年度（平成28年度）との比較において減少しており、有料化による分別精度の向上を確認することができる。

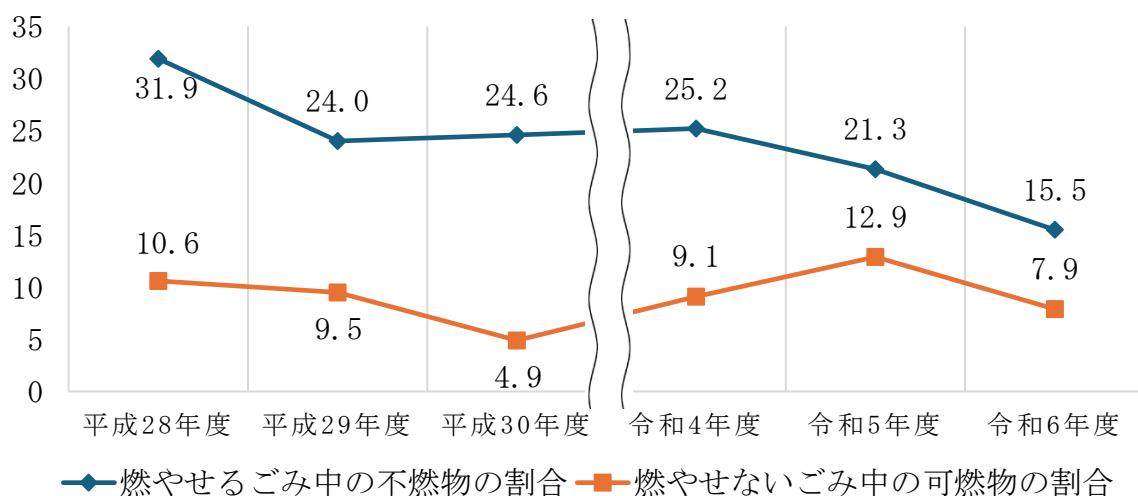
- ※ 組成分析とは、ごみの中にどのようなものが、どのような割合で含まれているか示すものである。
- ※ 組成分析については、柳泉園組合構成3市（東久留米市・清瀬市・西東京市）のごみが混じった状態で実施するため、以下の値は全て3市共通のものである。

（単位：%）

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
	実施 前年度	10月より 実施	実施後 2年目		実施後 6年目	実施後 7年目	実施後 8年目	実施前年度 (平成28年 度) 比
燃やせるごみ中 の不燃物の割合	31.9	24.0	24.6		25.2	21.3	15.5	-16.4%
燃やせないごみ 中の可燃物の割 合	10.6	9.5	4.9		9.1	12.9	7.9	-2.7%

資料：多摩地域ごみ実態調査（表5、6 可燃ごみ、不燃ごみの組成）

（%）

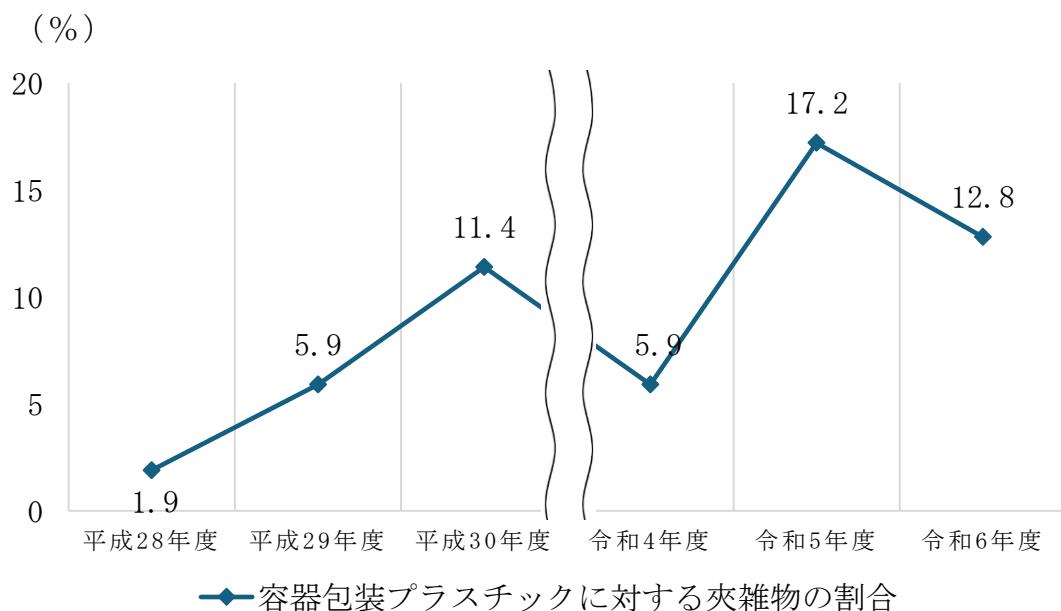


(イ) 容器包装プラスチック回収量に対する夾雑物量の割合

令和6年度における「容器包装プラスチック回収量に対する夾雑物量の割合」は、有料化実施の前年度（平成28年度）との比較において増加しており、容器包装プラスチックの分別排出の質を維持していくためには、継続して分別意識の啓発や分別ルールの周知が必要である。

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度			令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
	実施 前年度	10月より 実施	実施後 2年目			実施後 6年目	実施後 7年目	実施後 8年目	実施前年度 (平成28年 度) 比
容器包装プラスチック回収量（t）	1,494	1,739	1,640			1,793	1,536	1,566	+72
夾雑物の量（t）	29	102	187			105	264	201	+172
容器包装プラスチック回収量に対する夾雑物の割合（%）	1.9	5.9	11.4			5.9	17.2	12.8	+10.9%

※ 夾雑物とは、資源化に適さない容器包装プラスチック以外のものである。



(5) 不適正処理や不法投棄の防止

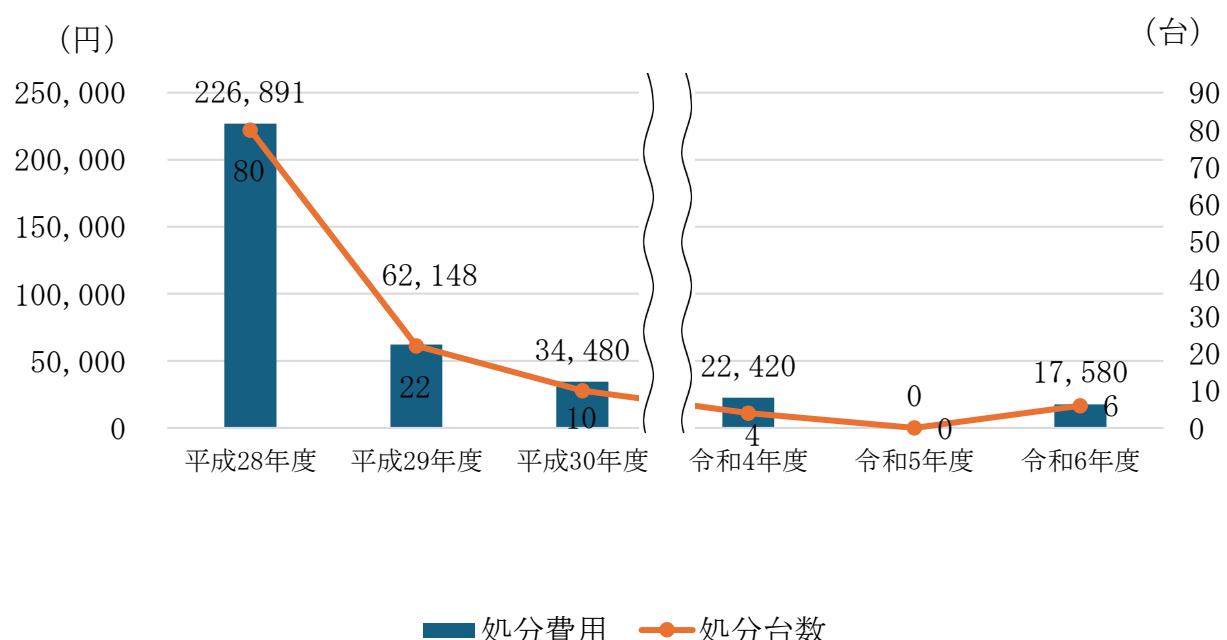
① 不法投棄回収状況（特定家庭用機器）

有料化制度の導入当初、不法投棄の増加が懸念されたが、実績としては有料化実施前年度（平成28年度）との比較で継続的な減少を示してきた。

一方で、令和6年度は前年度に比して増加しており、これまでの減少傾向から一時的な反転が見られる。今後は発生場所・品目・時期等の内訳を精査し、再発防止策を講ずる必要がある。

- ※ 特定家庭用機器とは、エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機である。
- ※ 以下は、ごみ集積所跡地に不法投棄された特定家庭用機器の処分の値である。

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
	実施 前年度	10月より 実施	実施後 2年目		実施後 6年目	実施後 7年目	実施後 8年目	実施前年度 (平成28年 度) 比
処分台数（台）	80	22	10		4	0	6	-92.5%
処分費用（円）	226,891	62,148	34,480		22,420	0	17,580	-92.3%



5. 業者一覧

(1) 委託業者一覧

令和7年3月31日現在

業者名	住所	電話番号	委託内容
東久留米市清掃事業協同組合	東久留米市八幡町3-2-34	042-420-7238	一般廃棄物(燃やせる・燃やせない・有害) 収集運搬、資源物(容器包装プラスチック・ペットボトル・びん・缶)回収運搬
東多摩再資源化事業協同組合	東村山市久米川町1-16-18	042-395-9788	紙類・布類回収運搬及び資源化処理 資源物(金属類)再資源化処理
比留間運送(株)	武藏村山市中央 2-133-1	042-565-1336	剪定枝チップ化処理
加藤商事(株)	東村山市恩多町 1-12-3	042-392-1001	プラスチック製容器包装・ペットボトル選別・圧縮・梱包
(公財)日本容器包装リサイクル協会	港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル	03-5532-8597	容器包装プラスチック再商品化

(2) 一般廃棄物処理許可業者一覧

令和7年3月31日現在

No.	業者名	住所	電話番号
1	有限会社常盤組 東久留米支店	東久留米市滝山三丁目11番14-103号	042-470-2080
2	株式会社丸井商事	東久留米市柳窪一丁目10番63号	042-471-1525
3	大生運輸株式会社	東久留米市中央町一丁目1番6号	042-471-6111
4	加藤商事株式会社	東京都東村山市恩多町一丁目12番地3	042-392-1001
5	株式会社藤和商事	埼玉県所沢市南永井944番1号	04-2945-5332
6	志賀興業株式会社	東京都三鷹市新川四丁目1番11号	0422-47-1414
7	太誠産業株式会社	東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル	03-3989-0098
8	株式会社木下フルット	埼玉県所沢市東所沢和田三丁目1番地10	04-2944-3737
9	相模原紙業株式会社	神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目18番15号	042-773-3508
10	千葉企業株式会社	東京都東村山市廻田町一丁目2番17号	042-306-2013
11	株式会社増渕商店	東京都板橋区仲町16番8号	03-5968-4077

NO.	業者名	住所	電話番号
12	田無衛生興業有限会社	東京都西東京市田無町六丁目 6 番 11 号	042-461-2604
13	株式会社野島商事	埼玉県新座市本多一丁目 6 番 7 号	048-478-2049
14	比留間運送株式会社	東京都武蔵村山市中央二丁目 18 番地の 3	042-565-1336
15	東和産業株式会社	東京都西多摩郡瑞穂町武蔵 502-2	042-513-9292
16	有限会社山下商事	東久留米市八幡町一丁目 5 番 25 号	042-473-3761
17	株式会社エス・イーティ	埼玉県所沢市東所沢和田二丁目 32 番地 5	04-2951-7760
18	有限会社下田商会	東京都西東京市西原町四丁目 5 番 75 号	042-461-0460
19	株式会社ケイシン	東京都東村山市久米川町一丁目 48 番 53 号 水野ビル 1F	042-313-3518
20	西村商事	東久留米市下里四丁目 1 番 17-406	042-472-3495
21	株式会社根本造園	東久留米市南町一丁目 5 番 4 号	042-461-8142
22	エコプロジェクト	東久留米市下里五丁目 15 番 64 号	042-427-1537
23	株式会社遠藤商会	埼玉県入間市狭山台三丁目 2 番地 9 号	049-266-9437
24	有限会社敬商	東京都稻城市東長沼 2416-538	042-377-6777
25	松村園芸株式会社	東久留米市幸町三丁目 4 番 2 号	042-471-1168
26	株式会社高橋産商	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目 5 番地 12	048-652-8884
27	有限会社エイ・エス・ケイ	東京都東村山市萩山町二丁目 16 番地 26-102	042-396-3116
28	大洋運輸株式会社	東京都練馬区大泉町四丁目 5 番 17 号	03-3925-5177
29	株式会社アユミ・プラン	埼玉県所沢市三ヶ島一丁目 144 番地の 3	04-2949-7720
30	有限会社古川新興	東京都府中市是政三丁目 65 番地の 1	042-365-2231
31	株式会社完山金属	東京都八王子市館町 468 番地の 2	042-661-4408
32	株式会社アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667 番地	046-280-1112
33	木村建材工業株式会社	東久留米市前沢一丁目 8 番 12 号	042-473-8171
34	有限会社八栄興業	東久留米市弥生一丁目 4 番 13 号	042-465-5525
35	片山商事株式会社	埼玉県朝霞市栄町五丁目 6 番 19 号	048-461-4126
36	株式会社五美清掃	東京都西東京市北町五丁目 9 番 4 号	042-439-4366
38	株式会社水野商会	東京都東村山市秋津町四丁目 16 番地 5	042-391-6427
39	高杉商事株式会社	東京都小平市上水本町四丁目 8 番 12 号	042-321-2682
40	株式会社レクト	東久留米市本町三丁目 1 番 9 号	042-471-7111
41	株式会社フジライフ	東京都福生市志茂 207 番地	042-513-0907
42	東建株式会社	東京都板橋区徳丸二丁目 3 番 11 号	03-3935-5312
43	東光建設株式会社	東京都東村山市秋津町 4 丁目 16 番地 4	042-391-1947
44	株式会社田邊商店	東京都立川市一番町 5 丁目 5-1	042-520-0075

No.	業者名	住所	電話番号
45	株式会社古畑総合建装	東京都西東京市ひばりが丘二丁目11番29号	042-421-6679
46	株式会社東邦運輸	東久留米市本町三丁目1番9号シャインハイツ東久留米1-E	042-476-4111
47	栄晃産業株式会社	東京都三鷹市牟礼1丁目11番15号	0422-48-2235
48	株式会社山水園	東京都小平市御幸町316番地の2	042-385-2967
49	武藏野清運有限会社	東京都西東京市泉町二丁目18番16号	042-438-8938
50	有限会社間込商事	東京都小平市仲町543番地の1	042-341-3611

6. 粗大ごみ処理

(1) 粗大ごみ申込件数及び処理点数

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込件数 (件)	年度合計	44,769	43,723	42,916	42,389	38,097
	1ヶ月平均	3,731	3,644	3,576	3,532	3,175
処理点数 (点)	年度合計	98,118	95,443	91,707	85,561	88,321
	1ヶ月平均	8,177	7,954	7,642	7,130	7,360

(2) 令和6年度月別粗大ごみ申込件数及び処理点数

区分	申込件数 (件)	処理点数 (点)
4月	3,428	7,692
5月	3,418	8,591
6月	2,930	6,741
7月	3,254	7,200
8月	2,789	7,200
9月	3,040	6,289
10月	3,371	7,826
11月	3,569	7,850
12月	3,988	9,714
1月	3,015	6,782
2月	2,528	5,842
3月	2,767	6,594
合計	38,097	88,321

7. 犬猫等動物死体処理

①対象…飼い主不明の野良犬、猫の死体処理のみで、無料扱い

②処理…昭和 59 年度より柳泉園内の専用冷凍庫に保管し、慈恵院（多摩犬猫霊園）にて委託処理 〔慈恵院【住所：府中市浅間町 2-15 電話：042-365-7676】〕

（単位：体）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	3	0	0	1	1
猫	73	85	88	69	43
合計	76	85	88	70	44

IV. ごみ減量化対策事業

1. 概説

市では、平成3年度より、びん・缶の実験回収を開始し、平成5年10月の柳泉園リサイクルセンターの開設と同時に、びん・缶・古紙類の本格回収を実施した。また、平成6年5月よりペットボトル・白色発泡トレイの拠点回収実験を開始し、同年11月より、ペットボトル・白色発泡トレイの設置個所数を拡大し、本格回収を実施した。

その後、ペットボトル及び白色発泡トレイ量が増大し、市選別場での選別作業が困難となつたため、平成7年6月より作業を柳泉園リサイクルセンターに引き継いだ。

平成8年度より資源物の分別回収を推進するため、燃やせないごみの袋収集化に伴い不要となったオレンジボックス（燃やせないごみ）を再利用し、缶・ペットボトルの回収用の分割型ボックスに改良、清掃施設のない地域を中心に設置個所数を大幅に拡大した。また、清掃施設においては缶・ペットボトル専用容器を設置した。

平成11年度より、燃やせるごみの減量方策の一環として、家庭から出される剪定枝葉の実験回収を通年で実施した。平成17年度からは、剪定枝を資源として申込み制により回収し、業者委託によるチップ化処理を行った。

平成18年度には、東京たま広域資源循環組合によるエコセメント事業が開始した。この事業は焼却灰をセメントにリサイクルするもので、これにより燃やせるごみの焼却残さは埋め立てをしないこととなり、最終処分場（二ツ塚廃棄物広域処分場）の長期的な有効活用が図られることとなった。

また、これまで燃やせないごみとして収集していた、容器包装リサイクル法対象となるその他プラスチックについて、分別収集を10月から開始し、ごみから資源への転換を推進した。

平成24年度は、これまで燃やせないごみとして収集していた小型家電を資源化するため、環境フェスティバルや市民みんなのまつりなどのイベントなどにおいて実験回収を実施し、平成25年1月より市内4カ所の拠点にて小型家電の分別回収を開始した。その後、平成25年度に11カ所、平成27年度には15カ所で回収を開始した。

平成29年7月より、小型廃家電以外の資源物の戸別収集が開始されたが、クレーン付きパッカー車のクレーン架装部分を荷箱に改造したことにより、燃やせるごみとびん、燃やせないごみと有害ごみの同時収集を可能となった。また、容器包装プラスチックとペットボトルの中間処理施設である加藤商事株式会社エコ工場フェニックス第2工場の処理ラインが同時処理可能な仕様に改造されたことにより、容器包装プラスチックとペットボトルの同時収集が可能となった。

令和3年11月より、戸建住宅のびん・缶・ペットボトルの排出方法について、従来からの「透明又は半透明の袋」に入れての排出に加えて、「かご等の任意の容器」に入れての排出を開始し、プラスチックごみの排出抑制によるごみ減量・資源化を推進した。

令和4年8月より、常設のフードドライブ受付窓口をごみ対策課庁舎に設け、食品ロス及び家庭廃棄物削減を推進した。

令和5年4月からは「リユースチャレンジ事業」を開始し、市が常設の回収ボックスを設置して、おもちゃ類や食器類などリユース可能な品目の分別回収を行うことにより、廃棄物の減量化及び資源の有効活用を推進している。さらに、令和7年4月からはベビー用品を対象としたリユースチャレンジを新たに開始し、乳幼児を持つ家庭の負担軽減と循環型社会の形成を一層推進している。

2. 資源回収量の推移

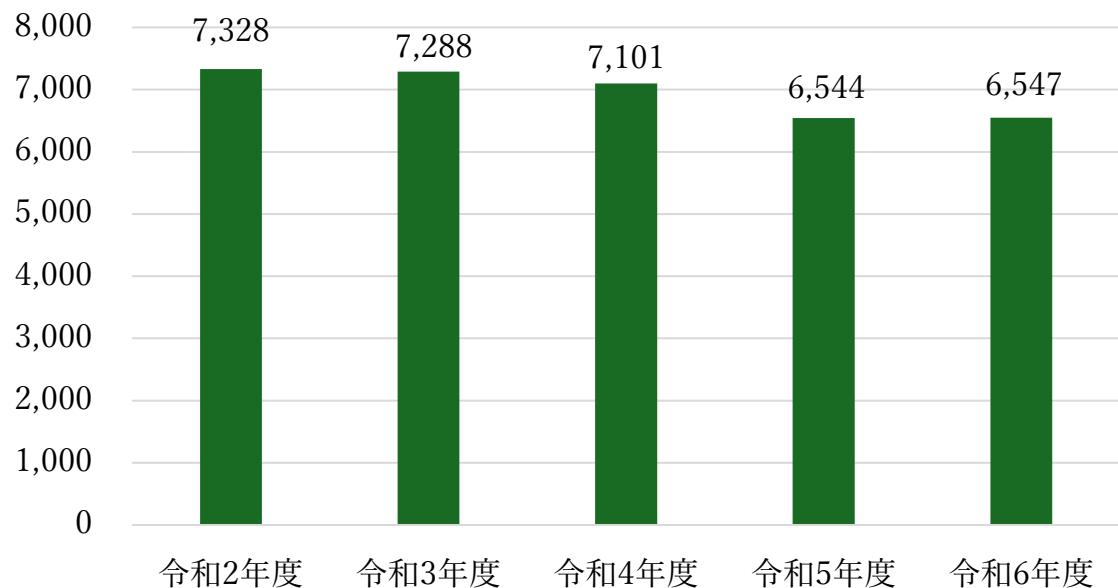
(単位：t)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
びん	919	880	836	787	769
缶	388	371	355	339	340
紙類・布類	3,791	3,710	3,654	3,410	3,369
金属類	149	145	136	117	141
ペットボトル	288	267	271	303	308
剪定枝	44	33	25	20	25
容器包装プラスチック	1,724	1,856	1,793	1,536	1,566
小型家電	26	26	31	32	29
合計	7,329	7,328	7,101	6,544	6,547

※行政回収量のみの値となります。

※四捨五入による端数処理を行っているため、合計と数字が一致しない場合があります。

資源回収量 (t/年)



3. 資源集団回収事業

昭和 51 年 11 月より、最終処分場の長期確保やごみ処理費の節減、分別収集の徹底などごみ減量の目的の一環として「資源ごみ回収運動」を、市内的一部地域をモデル地区に選び（当初は浅間町と久留米西団地。昭和 52 年 9 月より滝山五丁目商店会と滝山東商店会）スタートさせた。

この運動は、モデル地区の各所に資源ボックスを設置し、燃やせない物の中で再利用できる空きびんや空き缶類を市が月 3 回回収し、廃品回収業者に引き渡すというものであった。

その後、実験を踏まえ、さらに永続性のあるものにするため、資源集団回収事業を開始した。市に登録をした市民で構成する集団回収実践団体に対し、その活動推進の一助として昭和 54 年度より市が回収量に応じて報奨金を交付する制度として現在に至る。

(1) 資源集団回収事業品目別回収量

(単位：t)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紙類	2,431	2,104	1,678	1,565	1,444
布類	101	96	83	80	78
金属類	28	30	26	28	28
合計	2,675	2,560	1,787	1,673	1,550

(2) 資源集団回収事業参加団体実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施団体数（団体）	131	134	128	127	123
報奨金交付額（円）	23,045,085	20,322,292	16,090,407	15,059,412	13,946,184

4. 生ごみ減量化処理機器購入費助成事業

家庭から出される生ごみや事業所から排出される生ごみの減量化を促進させるため、生ごみの自家処理を前提とした助成金制度を平成8年度から実施しており、平成19年度からは市役所本庁舎5階環境政策課でも申請受け付けを開始した。

(1) 生ごみ減量化処理機器購入費助成事業助成金額

処理能力	購入金額	助成金額
5kg/日未満	7,000円以下	購入金額の半額（100円未満の端数は切り捨て）
	7,000円超 12,000円未満	3,500円
	12,000円超 60,000円未満	購入金額の3分の1の額 (100円未満の端数は切り捨て)
	60,000円以上	20,000円
5kg/日以上	—	購入金額の3分の1の額 (100円未満の端数は切り捨て) 又は300,000円のいずれか低い方の額

(2) 生ごみ減量化処理機器購入費助成事業交付実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付件数（件）	72	74	48	50	34
交付台数（台）	72	74	50	53	37
助成金額（円）	694,800	701,200	628,800	750,800	389,900

V. し尿処理事業

1. し尿処理の沿革

し尿は農村還元等の方法で処分していたが、昭和30年代後半頃からの急激な人口増によるし尿排水量の増加と住宅の密集化に伴う処分地の確保難から、昭和40年に北部三ヶ町衛生組合（田無・保谷・久留米）で日量200 kℓの処理能力施設を建設し、し尿処理を開始した。その後、昭和42年に組織名を柳泉園組合に改称し、昭和45年、46年には日量100 kℓの第二、第三処理施設を建設して、増加するし尿処理量に対応してきた。

しかし、その後公共下水道の普及により、し尿処理量が減少の一途をたどっていることから、平成8年3月に新技術を導入した日量35 kℓの処理施設を完成させ、し尿処理は全面的に同施設へ切り替えた。この施設は臭気、水質、騒音等の公害対策はもとより地域周辺の環境保全にも気を配り、清潔でクリーンな施設となっている。

し尿くみ取り手数料の改定経過は下表のとおりである。昭和45年4月に一般家庭のし尿くみ取り手数料を無料化したが、平成12年7月から再び有料となり現在に至っている。

(1) し尿くみ取り手数料改定経過

区分 改定 年月日	人頭制		従量制 36ℓにつき	備 考
	人頭割 (1人、1カ月)	回数制 (2回につき)		
昭和 36. 4. 1	—	—	25 円	
昭和 42. 4. 1	—	—	30 円	
昭和 43. 7. 1	40 円	80 円	—	
昭和 45. 4. 1	—	—	—	一般家庭無料化

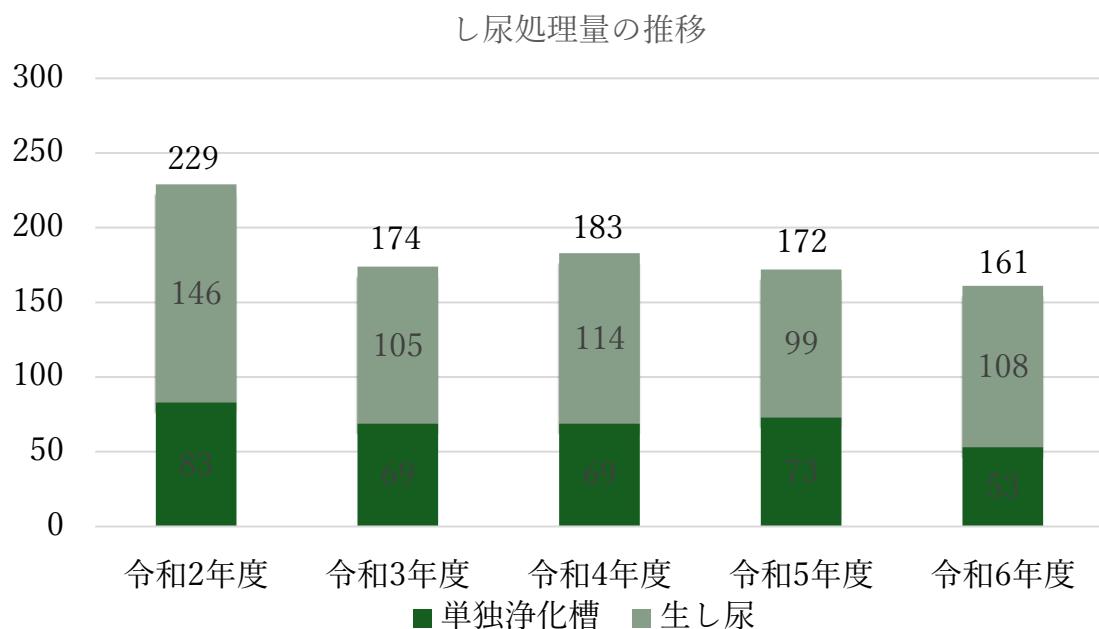
(2) し尿くみ取り手数料の有料化

平成 12. 7. 1	(一般世帯) 1便槽1回につき、2,000円 (その他) 36ℓにつき 700円 ※平成12年6月までは36ℓにつき 340円
-------------	---

2. し尿処理量の推移

(単位 : k 1)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総排出量	229	174	183	172	161
生し尿	146	105	114	99	108
単独浄化槽	83	69	69	73	53
合併浄化槽	0	0	0	0	0
収集日数 (日)	108日	89日	72日	55日	52日
日量	2.12	1.96	2.54	3.13	3.10



3. 業者一覧

(1) し尿収集運搬委託業者一覧

令和7年3月31日現在

業者名	住所	電話番号	委託地域
(有)常盤組 東久留米支店	東久留米市 滝山 3-11-14 -103	042-470- 2080	上の原全域、神宝町全域、金山町全域、大門町全域、氷川台全域、東本町全域、新川町一丁目 6 番、新川町二丁目 4・9 番、浅間町二丁目 5~7 番、中央町全域、本町全域、南沢全域、学園町全域、南町全域、前沢全域、下里二丁目 1~3 番、八幡町三丁目 2~11 番、滝山全域、弥生全域、柳窪二丁目全域、柳窪三丁目 1・2・4・5 番、柳窪四丁目 1~10 番、柳窪四丁目 15 番
(株)丸井商事	東久留米市 柳窪 1-10-63	042-471- 1525	新川町一丁目 1~5 番、新川町一丁目 7~19 番、新川町二丁目 1~3 番、新川町二丁目 5~8 番、浅間町一丁目全域、浅間町二丁目 1~4 番、浅間町二丁目 8~29 番、浅間町三丁目全域、ひばりが丘団地（仮設のみ）、小山全域、幸町全域、野火止全域、下里一丁目全域、下里二丁目 4~16 番、下里三~七丁目全域、八幡町一・二丁目全域、八幡町三丁目 1 番、八幡町三丁 12~16 番、柳窪一丁目全域、柳窪三丁目 3 番、柳窪四丁目 11~14 番、柳窪五丁目全域

(2) 凈化槽清掃業許可業者一覧

令和7年3月31日現在

No.	業者名	電話番号	住所
1	(有)常盤組	042-470-2080	東久留米市滝山三丁目 11 番 14-103 号
2	(株)丸井商事	042-471-1525	東久留米市柳窪一丁目 10 番 63 号

令和 7 年度（令和 6 年度実績）清掃事業概要

令和 7 年 1 2 月

発行／東久留米市

編集／東久留米市環境安全部ごみ対策課

住所／〒203-0042

東京都東久留米市八幡町二丁目 10 番 10 号

電話／042-473-2117

FAX ／042-477-6755